

一般競争入札の実施について

湯屋谷配水管（西浦橋水管橋他）耐震化工事の工事請負契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 8 年 9 月 3 日

宇治田原町長 勝 谷 聡 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 湯屋谷配水管（西浦橋水管橋他）耐震化工事
- (2) 工 事 番 号 7 水第 4 号
- (3) 工 事 場 所 綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷 地内
- (4) 工 事 概 要 仮設配水管 $\phi 100$ L=231.4m
仮設給水管 7 件
配水管 $\phi 150$ L=184.0m
水管橋 $\phi 150$ L=16.1m
排泥管 $\phi 100$ L=3.6m
給水管 7 件
- (5) 工 事 期 間 契約日の翌日から令和 9 年 1 月 23 日まで
- (6) 予 定 価 格 事後公表
- (7) 最低制限価格 設定あり（令和 5 年 4 月より町モデルの見直しをしています。）

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒610 - 0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18 番地 1
宇治田原町上下水道課
電話番号 (0774) - 88 - 3337
ファクシミリ番号 (0774) - 88 - 3231
メールアドレス suidou@town.ujitawara.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 確認申請書を提出するときに、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。なお、宇治田原町に本社（本店）を置く者については、町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する水道施設工事（宇治田原町に本社（本店）を置く者及び宇治田原町災害応急協力業者名簿に登録がある者においては管工事も可とする。）に係る特定若しくは一般建設業の許可を受けていること。
- (3) 宇治田原町・宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・井手町に本社（本店）があること、又は宇治田原町災害応急協力業者名簿に登録があること。
- (4) 経営事項審査（建設業法第 27 条の 2 第 2 項に規定する経営事項審査（第 1 項の規定による審査）のうち、審査基準日が入札公告日以前 1 年 7 月以内のものであって、直近のものをいう。）における水道施設工事の総合評定値が 750 点以上であること。ただし、宇治田原町に本社（本店）を置く者及び宇治田原町災害応急協力業者名簿に登録がある者においては、水道施設工事又は管工事の総合評定値が 500 点以上であること。
- (5) 水道施設工事（宇治田原町内に本社（本店）に置く者又は宇治田原町災害応急協力業者名簿に登録がある者は管工事も可とする。）に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 配置予定技術者調書（別記様式第2号）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

イ 経営事項審査結果通知書の写し（審査基準日が、入札告示日以前1年7月以内のものうち、直近のもの）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類（直前1営業年度分の証明書（写し可））

エ 確認資料

アの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

5 入札手続等

手 続 等	期 間・期 日・期限等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年9月3日（木）から 令和8年9月11日（金）まで 京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という）のホームページよりダウンロード	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年9月3日（木）から 令和8年9月28日（月）まで 入札情報公開システムのホームページよりダウンロード	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付期間	令和8年9月10日（木）から 令和8年9月11日（金）までの 午前9時00分から午後5時00分まで	共通事項3のとおり
一般競争入札参加資格確認の通知	令和8年9月17日（木）	電子入札システムによる
質問の受付	申請書等に関する質問 令和8年9月11日（金）正午まで 設計図書に関する質問 令和8年9月24日（木）正午まで	共通事項5のとおり
回答の閲覧	申請書等に関する回答 随時 設計図書に関する回答 令和8年9月28日（月）	共通事項5のとおり
入札期間	令和8年9月29日（火） 午前9時00分から午後5時00分まで 令和8年9月30日（水） 午前9時00分から午後2時00分まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年10月2日（金） 午前9時00分	電子入札システムによる
再入札日時及び開札日時	再入札日時 令和8年10月5日（月） 午前9時00分から午後2時00分まで 開札日時（再入札） 令和8年10月5日（月） 午後2時30分	電子入札システムによる

注）都合により入札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

発注者の承諾を得た持参による入札は、正午から午後1時までを除く。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、建設業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査するものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

7 落札者の決定方法

(1) 宇治田原町財務規則（平成8年宇治田原町規則第10号）第112条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は、失格とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号によりくじを実施し落札者を決定する。

8 支払条件

(1) 前払金

請負代金額の4割以内の金額を前払いする。

(2) 中間前払金

「宇治田原町公共工事の前金払等事務処理要領」に従い、請負代金額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

1回

9 その他

(1) その他については、共通事項のとおりとする。